1. 関連する計画や他部局の施策等に関する整理

包括的なマスタープランとして立地適正化計画を作成するため、公共交通施策、商業施策、 住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な分野との連携が必要となることから、本業務 に関連する計画(実施中、計画及び構想を含む)や他部局の施策等について、収集・整理した。

1-1 制度の理念及び上位計画の整理

踏まえておくべき制度の理念および上位計画を整理すると次のとおりである。

- (1) 立地適正化計画制度の理念
- (2) 第2次八幡浜市総合計画(平成28年3月 八幡浜市)
- (3) 八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月 八幡浜市)
- (4) 八幡浜都市計画区域マスタープラン (平成28年3月 愛媛県)
- (5) 八幡浜市・保内町新市建設計画(平成27年3月変更 八幡浜市)
- (6) 八幡浜市都市計画マスタープラン (平成25年12月 八幡浜市)
- (7) 八幡浜市景観計画(平成22年3月 八幡浜市)
- (8) 八幡浜港 (港湾・漁港) 振興ビジョン(平成14年3月 八幡浜市)
- (9) 八幡浜市健康づくり計画(平成28年3月 八幡浜市)
- (10) 八幡浜市総合交通体系調査(平成21年3月 八幡浜市)

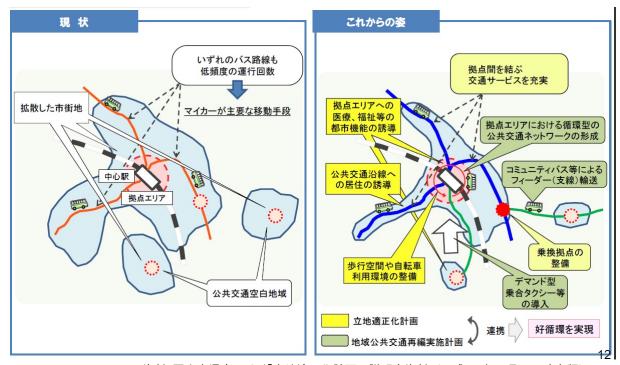
(1) 立地適正化計画制度の理念

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題である。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要である。

◎都市再生特別措置法等の改正(概要)

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通 の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり (多極ネット ワーク型コンパクトシティ)

◎コンパクトシティ+ネットワーク



資料:国土交通省hpより「立地適正化計画の説明会資料」(平成 27 年 6 月 1 日時点版)

◎策定プロセス

- →立地適正化計画の作成・実施に当たっては、多様な関係者による活発な議論を交わすととも に、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要である。
- →このため、計画の策定・実施に当たっての協議や計画の実施に係る連絡調整等の場として、 「市町村都市再生協議会」を設置することができる。

(2) 第2次八幡浜市総合計画(平成28年3月 八幡浜市)

- ◎目標年次 平成28年度~平成37年度
- ◎めざすべきまちの将来像

過去に学び 現在を見つめ 共に創ろう 輝く未来

◎施策体系



(3) 八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月 八幡浜市)

1戦略の基本的な方向性

たしかな活力 たしかな未来のために

<u>ふるさとの「強み」を生かしたまちづくりを進めます。</u> 市民とともに考え、市民とともに取り組んでいきます。

2戦略の対象期間

平成27年度~平成31年度

3基本目標および具体的な施策(抜粋)

①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

●海産物直売所を中心とした交流拠点の賑わい創出

【具体的な取組】水産振興賑わい創出支援事業/八幡浜市水産振興賑わい創出支援補助金

●まちに人がやってくる仕組みづくり

【具体的な取組】八幡浜中心地区まちづくり計画に基づく八幡浜駅前広場整備事業/八幡 浜市温浴施設整備事業/市民会館跡地活用 等

●企業誘致の促進

【具体的な取組】企業等立地促進奨励金/雇用促進奨励金/固定資産税の課税免除 等

②新しい人の流れをつくる

- ●道の駅・みなとオアシス「八幡浜みなっと」を拠点とした観光推進 【具体的な取組】八幡浜みなっと機能向上事業 等
- ●温浴施設の整備

【具体的な取組】八幡浜市温浴施設整備事業

- ●保内地区における地域交流拠点施設の整備
- ●八幡浜シニアタウン構想の実現に向けた検討

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ●保育サービスの充実
- ●老朽化した施設を統廃合した新たな総合的な施設の整備

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ●立地適正化計画の策定
- ●まちに人がやってくる仕組みづくり(再掲)

【具体的な取組】八幡浜中心地区まちづくり計画に基づく八幡浜駅前広場整備事業/八幡 浜市温浴施設整備事業/市民会館跡地活用 等

●地域公共交通の確保と交通弱者対策

【具体的な取組】地域公共交通事業、公共交通空白地有償運送の運行継続に対する支援、 高齢者外出支援事業 等

●活動的な85歳を目指す取組

【具体的な取組】各種介護予防事業/ウォーキングコース整備事業 等

(4) 八幡浜都市計画区域マスタープラン(平成28年3月 愛媛県)

◎目標年次

おおむね 20 年後

◎まちづくりの目標

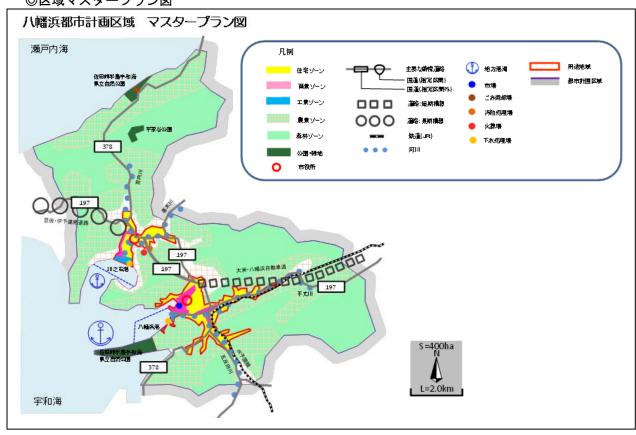
八幡浜・大洲圏域の中で地方拠点都市の一翼を担い、四国と九州をつなぐ海上交通の要衝である地域交流のまちとして、宇和海等の恵まれた自然的環境を活かした美しい都市空間と、安心して暮らせる快適な定住環境のもとで、みかんと魚を中心とした産業と歴史・文化の活力あるまちづくりを目指す。

潮騒とみかんが薫り 文化が羽ばたき人々が行きかう みなとまち 八幡浜

◎まちづくりの方針

- ①中心市街地を核とした集約型都市構造を実現するために秩序ある土地利用形成
- ②交流・連携の促進と、安心で快適な都市活動を支える都市施設整備
- ③中心市街地の機能更新のための再開発事業等の導入並びに商業地、住宅地及び工業地にお ける基盤の整備
- ④美しい景観の海岸と豊かな森林の自然的環境の保全を前提とした調和のとれた都市整備
- ⑤災害に強いまちづくりの推進

◎区域マスタープラン図



- (5) 八幡浜市・保内町新市建設計画(平成27年3月変更 八幡浜市)
 - ◎計画の期間

平成16年度~平成31年度

◎新市の基本理念

- ●みんなでまちづくりをしよう(市民の自主的参加)
- ●地域の良さ・地域らしさに目を向け、地域の活力を引き出そう
- ●相互信頼と協力により、すみやかに合併の効果を実感できるようにしよう
- ●八西地域全体に目を向けよう

◎将来像

いま 共に育む 進取のまちづくり 風とらえ 風おこす

◎新市建設の基本方針 -6つの基本方針

◎土地利用基本構想

- ◆四国と九州を結ぶまちづく り
 - → 西四国の拠点都市として多くの人が訪れる魅力あるまちを創造しよう
- ◆自然を友に生活する快適な まちづくり
 - → 自然と暮らしが調和した新しい暮らし方を創造しよう
- ◆安心·希望に満ちた温かなま ちづくり
 - → みんなが健康でいきい きとした生活が送れるま ちにしよう
- ◆新鮮·安心な自然の恵みを伝 える食彩博物館のまちづく り
 - → 産業の営みの誇りと活 力を取り戻そう
- ◆ともに育つ·育てる教育のま ちづくり
- ③山と海の恵みゾーン
 (①森林グリーンベルト
 (①森林グリーンベルト
 (②みどりの定住ゾーン
 (②森林グリーン
 (②森林グリーン
 (②森林グリーン
 (③森林グリーン
 (○八ルト
 ())
 - → 地域の文化や行事を大切にし、のびのびとしたまちを創造しよう
- ◆ともに支え合う共生のまちづくり
 - → 地域とのふれあいにより、安心して暮らせるまちであり続けよう

(6) 八幡浜市都市計画マスタープラン(平成25年12月 八幡浜市)

◎計画目標年次及び計画人口 平成37年(2025年)

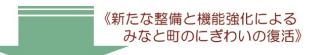
人口: 29,300 人~29,400 人

◎都市の将来像

海に開けた土地柄(『海があって…山』) ⇒ 港・浜とまち・里、魚・みかん山

開放的な地域性、進取と趣向の気風→交流・交歓機能の展開・増進

半島拠点都市(都市サービス機能の提供) -> ワンストップ性、利便性の強化



『きらめく海と緑に映えるみなと町』

- 活発な都市活動、多くの人びとの往来によるにぎわいと輝き―

◎拠点配置

- ○都市中心(旧八幡浜中心部)
- ○副中心(旧保内中心部)
- ○生活中心(磯崎、日土、舌田、川上、真穴、双岩等の各拠点集落)

◎整備方針

1)都市中心の整備

- 《八幡浜IC・八幡浜みなっと~既存商業地区~八幡浜駅が連携した一体的整備の展開》
 - ①半島拠点地区としてのワンストップ性、利便性を確保・強化し、中心性を高めます。
 - ②都市機能のリフレッシュを支える基盤・背景として、まち・建物が整備・更新され、新しい魅力的空間を生み出します。

2) 副中心の整備

《保内IC・保内庁舎周辺~宮内川周辺が連携した一体的整備の展開》

- ①広域道路環境の変化によるリノベーション効果を活かし、副中心の核となるシンボル性の ある都市的生活サービスの拠点を形成します。
- ②拡大市街地に形成された行政・文化拠点と、歴史・文化性の高い旧街道市街地が連携し、 魅力あるネットワーク空間を形成します。
- ③保内 I C・関連道路整備にあわせて、保内庁舎周辺等へ地場産業機能等の立地誘導を図ります。

3) 生活中心の整備:各拠点集落

- ①「共助・公助」により皆で支えあうための拠点を形成します。
- ②生活サービス、地域生活交通の結節点を形成します。

(7) 八幡浜市景観計画(平成22年3月 八幡浜市)

①景観計画区域の設定及び区域区分

≪景観計画区域の設定及び地域区分≫

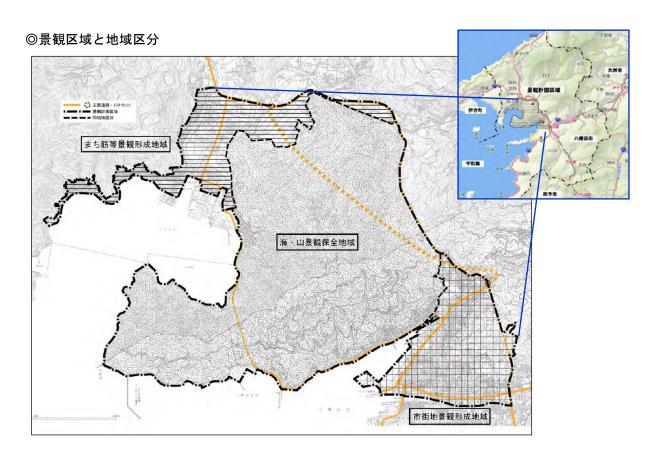
旧八幡浜市街地 ⇒ 市街地景観形成地域 (約122ha)権現山山系及び周辺山麓部 ⇒ 海・山景観保全地域 (約567ha)

川之石·宮内·喜須来等市街地 ⇒ まち筋等景観形成地域 (約100ha)

<合 計> (約789ha)

◎三地域の概要

地域名	位置	概要
市街地景観形成地域	おおむね八幡浜港、千丈川、国道 197号で囲まれた地域で、愛宕山公 園と県道八幡浜保内線沿道の近隣 商業地域を含む地域。	八幡浜市の中心部で、行政管理施設 とともに漁港・港湾があり、商業業 務施設も多く、高密度な市街地が形 成されている。
海·山景観保全 地域	国道 197 号の南西側に広がる権現 山を中心とする山地・山麓の部分 で、旧八幡浜市街地に連なる向灘の 第一種住居地域を含む地域。	旧八幡浜市街地と旧保内町川之石 地区の両側に眺望が開けた権現山 があり、南斜面はみかん畑、北斜面 がみかん畑・二次林等となってい る。
まち筋等景観 形成地域	川之石・宮内・喜須木地区の概ね国 道 197 号より南の近隣商業地域、第 一種住居地域、準工業地域及び川之 石小学校から西に伸びる海岸集落 の地域。	19世紀後半から20世紀初頭に製蝋加工、紡績、海運等で発展し、旧街道沿いに歴史的建造物が点在する地域と、国道197号以南の新興市街地である。



②景観形成の将来像

基本的な"八幡浜らしさ"は海・みかん山・市街地・集落・青石の一体性やみなと町・はま の町の雰囲気の強化によりさらに高まると考え、景観形成の将来像を以下のように設定。

潮騒に蜜柑の香り・・・青い石

"八幡浜らしい景観"は、まちと暮らしを包む、青石とその石積み(斜面)、海(浜、港、波、 魚など)、みかん(花、果実、段畑など)といった、人びとが五感で感じている暮らしの景観を 継承・発展していく中から、次のようなステップにより形づくっていくこととする。

〇モデルとなる良い景観要素を創り、育てる 🔲 🔵景観の種・基礎づくり



○景観の種・基礎を基調景観に発展させる



○景観の規範を共有し、高め、進化させる ■ ○成長・進化する景観計画



◎景観整備の将来像の考え方

まちづくりの関連課題

- ・ 産業振興をはじめとする地域力の向上
- 都市機能拡散の抑制と中心市街地の活 性化
- ・ 少子高齢社会への対応と新しい力の創 出、受け入れ

景観形成の主要課題

- ・眺望を中心とする景観構造及び歴 史・文化的景観の保全・向上
- 活力ある景観の再生と八幡浜らしい 市街地景観の創出
- 海・山等における景観阻害の防止

みかん しおさい あお 「蜜柑の香り… 青い石

きらめく海と緑に、みなと町と 青石の風情が映える景観づくり~

"八幡浜らしい景観"とは、人びとが五感で感じている暮らしの景観を継承・ 発展していく中から、一歩一歩創り上げていくものとします。

<将来像の副題>

進取・趣向の 最初づくり

表面的に飾るのではなく、市民の日常生活、産業活動、明 日に向けた意気込みや夢等が反映する闊達な景観づくりを

めざす。

融合・共創の 景観づくり

地域の歴史・文化を大切にした新旧景観の融合、自然景観・ 周辺景観との協調・調和等に新しいアイデアを入れ、積極

的に挑む。

五繋で感じる 最観づくり

人びとと暮らしを際立たせ、生き生きとした美しさが感じ られる海・山、まち、みなと、はま、さとの景観づくりを 進める。

◎基本理念

- ①住み、暮らし、活動する人びとが、愛着と誇りを持って楽しむことのできる景観づくりを 進めます。
- ②長期的な展望から、地域の個性と特徴に根ざした景観の基調を育み、成長・進化する景観づくりをめざします。
- ③身近な暮らしや身の回りから始め拡がる、みんなの共創・協働による景観づくりを進めます。

◎景観形成の基本的な作法

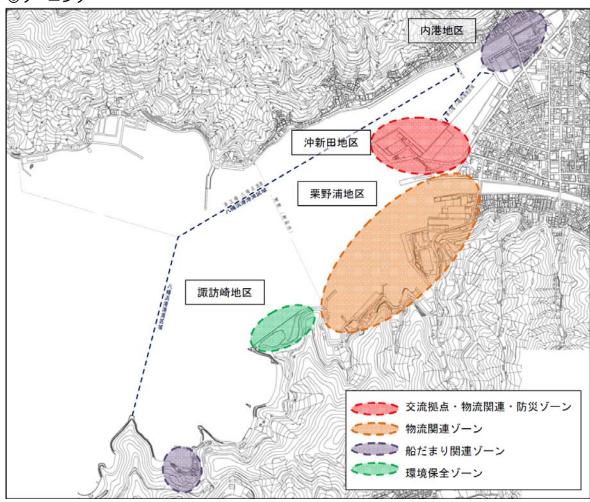
区分	作法	
保全する	①ふるさとの生活・文化や産物、地形・植生、これらに根ざした基本的な 景観構造を保全・継承します。	
合わせる	②建築物や工作物等が集団として美しくなるよう、隣近所の景観と協調・ 連続し、周辺景観と調和させます。	
整える	③市民・事業者の各々が質の高い建造物や空間づくりをめざして、外観や 敷地周りを整えます。	
控える	④見苦しいもの、建物やまわりにそぐわないものなど、景観を阻害する要素を取り除き、見えなくします。	
創り出す	⑤生活・文化の鏡としての生き生きとした景観となるよう、新しいポイントや魅力を加え、創り出すことをめざします。	
演出する	⑥地域らしさを反映した建築物や工作物が特有の効果を発揮するよう、外 観や敷地周りを演出します。	

(8) 八幡浜港港湾計画(平成27年3月改訂 八幡浜港港湾管理者八幡浜市)

◎港湾計画の方針(目標年次 平成 30 年代後半)

- (1) 人と物の交流をより一層促進し、市街地の活性化を図るため、内貿物流機能の強化を図る。
- (2) 陸上交通体系と連携した海上輸送機能の強化に対応するとともに環境負荷の低減に資するため、フェリー埠頭機能の強化を図る。
- (3) 港湾と背後地域との連絡強化を図るため、臨港交通体系の充実を図る。
- (4) 大規模地震災害時の救援活動や復旧活動において、海上輸送による機能を十分に発揮するために、大規模地震対策施設の強化を図る。
- (5) 安全・安心に港空間を利用するために、老朽化した施設の安全性の向上を図る。
- (6) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、港湾空間を以下のよう に利用する。

◎ゾーニング



◎港湾の将来像

整備目標-1

「災害に強いみなとをめざします」

大規模災害発生時の救援活動や復旧活動において海上輸送による機能を十分に発揮する ために大規模地震対策の強化を図ります。

整備目標-2

「安心・安全なみなとをめざします」

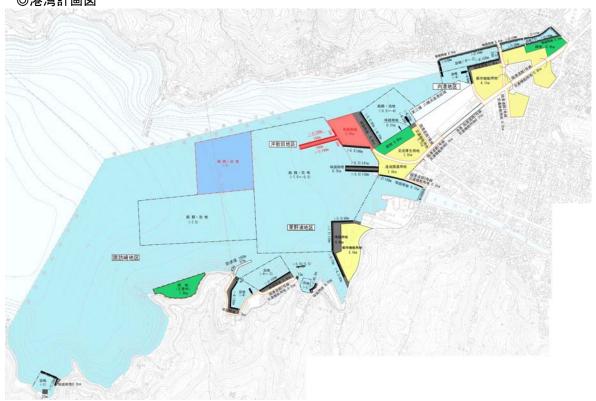
安全・安心にみなと空間を利用していただくために、老朽化した施設の安全性の向上を 図ります。

整備目標-3

「地域の活性化の核となるみなとをめざします。」

人と物の交流をより一層促進し市街地の活性を図るため、沖新田地区の港湾機能の強化を図ります。

◎港湾計画図



(9) 八幡浜市健康づくり計画(平成28年3月 八幡浜市)

◎基本方針

(1) 市民主体の健康づくり

市民が主役の計画です。市民一人ひとりが健康の大切さや重要性を理解し、自発的に取り組む健康づくりを進めます。

(2) 健康づくり支援のための環境づくり

市民一人ひとりの健康づくりを支援していくために、行政機関、医療機関、地域、学校、民間事業者、ボランティア団体などの様々な関係者が連携・協力し、健康づくりが気軽に実践できる環境づくりを総合的に進めます。

(3)地域性を活かした健康づくり

地域に合った既存の社会資源やネットワークを利用するなど、地域性を活かした健康づくりを進めます。

(4)「元気」を増やす健康づくり

健康づくりは疾病対策だけでなく、心や体の元気づくり、生きがいづくりや住み よい地域づくりが重要です。「病気を減らす健康づくりから元気を増やす健康づく りへ」という考え方のもとに、市民一人ひとりの健康づくりを進めます。



◎計画の期間

平成27年度~31年度(2015~2019年)までの5年間とし、必要に応じて見直しを行う。

◎市民が目指す暮らしと取り組み目標

おいしく食べたい!

1.「栄養·食生活」

- (1) バランスのよい食事をしよう
- (2)規則正しい食習慣を身につけよう
- (3)楽しく料理を作り、楽しく食べよう

2. 「歯・口の健康」

- (1)いつまでも自分の歯でおいしく食べよう
- (2)口の手入れを身につけよう

いきいきと過ごしたい!

1.「運動·身体活動」

- (1)楽しく体を動かそう
- (2)自分に合った運動・身体活動の習慣を身につけよう
- (3)運動を通じて地域のつながりや仲間の輪を広げよう

2.「生活習慣病予防」

- (1)自分の健康状態を知るために定期的に健診を受けよう
- (2)生活習慣を見直し、自分に合った健康づくりに取り組もう
- (3)職場・地域で健康づくりに取り組もう

こころ豊かに暮らしたい!

1.「こころの健康・休養」

- (1)ストレスと上手く付き合い、生活を楽しもう
- (2)こころの病気に対する理解を深めよう
- (3)自分に合った休養をとろう

2. 「嗜好」

- (1)禁煙に取り組もう
- (2)適量飲酒を心がけよう

安心して暮らしたい!

- (1)かかりつけ医を持とう
- (2) 救急時の対応を身につけよう
- (3)みんなで支え合う地域をつくろう

そうてや!

元気が一番!

安心のまち

八幡浜

(10) 八幡浜市総合交通体系調査(平成21年3月 八幡浜市)

◎道路網整備の基本方針

道路網整備の基本方針は、道路の機能、道路幅員から以下のように整理されている。

- ・道路機能を明確にし、自動車交通の整序化を図る。
- ・市街地と地域高規格道路へのアクセスを確保する。
- ・市内各地域との連絡性の強化をめざすとともに、将来土地利用に適した市内幹線道路網の 形成を図る。
- ・中心市街地の外周に相当する環状道路網を形成し、通過交通と域内交通の分離等による円 滑な自動車交通流の確保を図る。
- ・都市のオープンスペースとしての役割を担う幹線道路の修景、緑化を進め、道路景観及び 都市アメニティの向上を図るとともに、歩行者の安全性、快適性の確保を図る。
- ・中心市街地内の幹線道路を補助する道路においては、歩車共存、歩行者優先の考え方を基本とする。

以上の基本方針に基づいて、市域の骨格を構成する道路として次の路線を設定する。

◆ 自動車専用道路 ・・・地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」

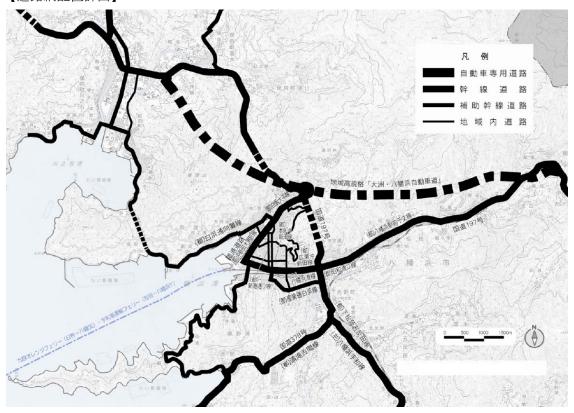
◆ 幹線道路 ・・・・国道 197 号、国道 378 号、(主)八幡浜宇和線、(主)八幡浜港線、白浜大平線

◆ 補助幹線道路 ・・・(一)八幡浜保内線、産業通白浜線

◆ その他の道路 ・・・広瀬沖新田線

(区画道路等)

【道路網配置計画】



1-2 都市再生整備計画に位置付けられている各種事業

平成26年度に作成された八幡浜市の都市再生整備計画に挙げられている事業を以下に示す。

(1) 八幡浜中心地区

【八幡浜中心地区 事業位置】

面積:105ha

区域:北浜一丁目、字沖新田の全部と八幡浜、大平、向灘、松柏、江戸岡の一部

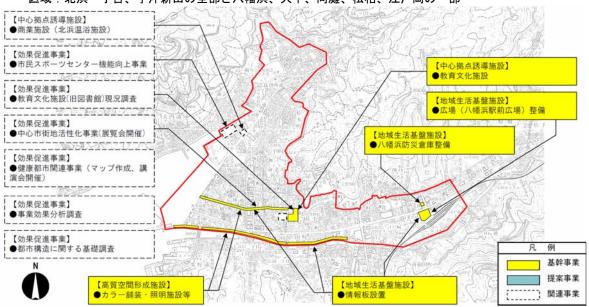


図 1-1 八幡浜中心地区 事業位置図

①教育文化施設【中心拠点誘導施設】

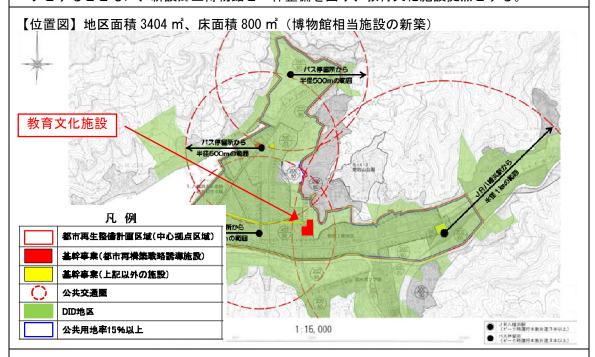
【種別】中心拠点誘導施設

【施設名】教育文化施設

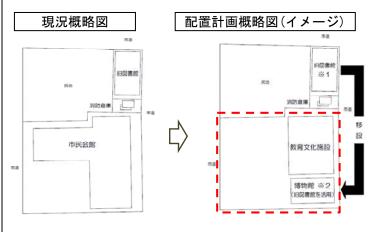
【位置】八幡浜(62番地1)

【整備方針】

既存商業地区に位置する老朽化した市民会館敷地を活用し、市街地再生整備拠点となる新たな交流拠点を配置する。建造物としての価値が高い旧図書館を移築・保存し中心部のランドマークとするとともに、新設郷土博物館と一体整備を図り、教育文化施設拠点とする。



【整備イメージ】



※松村正恒氏の設計で「国指定重要文化財 日土小学校」 に連なる貴重な建造物

※博物館相当施設の一つの展示物として旧図書館を活用



博物館相当施設外観 (イメージ)



博物館相当施設展示物 (イメージ)

②広場(八幡浜駅前広場)整備【地域生活基盤施設】

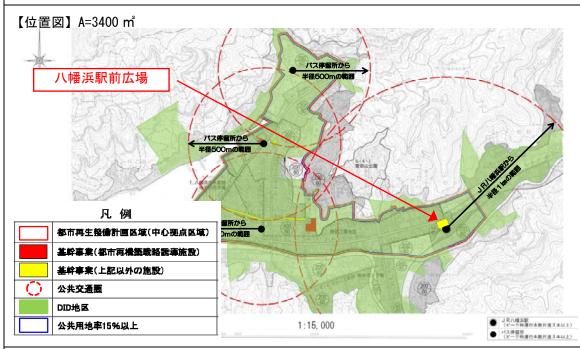
【種別】地域生活基盤施設

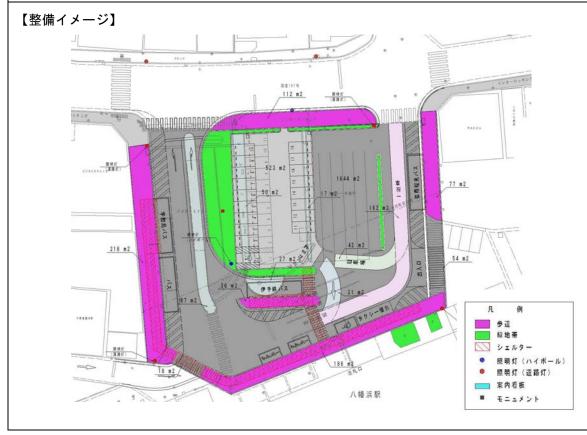
【施設名】広場 (八幡浜駅前広場)

【位置】八幡浜 (江戸岡一丁目)

【整備方針】地区面積 3400 ㎡

本市の玄関口であるJR八幡浜駅の利便性、快適性の向上を図り、来訪者への「おもてなし」 を演出し、都市の魅力を高める。





③中心市街地活性化事業(展覧会開催)【効果促進事業】

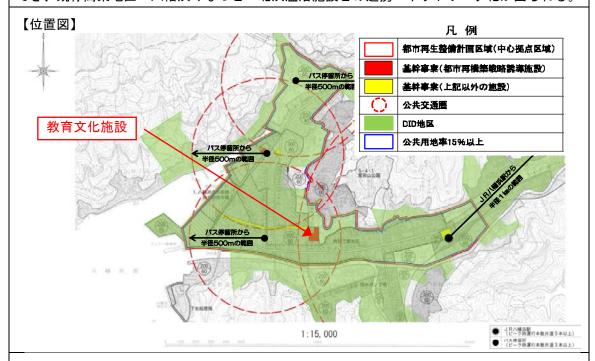
【種別】地域創造支援事業 【⇔基幹事業:教育文化施設建設事業〈中心拠点誘導施設〉】

【施設名】中心市街地活性化事業(展覧会開催)

【位置】八幡浜(62番地1)

【整備方針】

教育文化施設での展覧会等イベントにより、交流人口拡大を図る。本市には博物館相当施設 は存在しないが、常時展示する展示物を保管している既存施設の集約化を図り、先人の偉業を 常時展示することで、交流人口の増加、相乗効果により隣接する図書館の利用者の増加が期待 でき、既存商業地区・八幡浜みなっと・北浜温浴施設との連携・ネットワーク化が図られる。



【整備イメージ】

国指定重要文化財梅之堂三尊仏の常時展示及び八幡浜の先人(二宮忠八翁、松村正恒、横綱前田山、大関朝汐等)の偉業を常時展示することにより、市内外から多くの見学者を期待している。重文日土小学校の見学会を年3回開催しているが、年間約1000名の見学者があり、内半数が県外からの見学者である。重文梅之堂三尊仏は年間10回の公開日を設定し、100名程度の見学者がある。





梅之堂三尊仏(重要文化財)の常時展示

博物館相当施設展示物(イメージ)

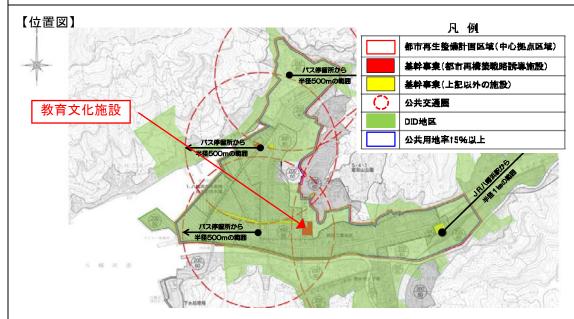
④教育文化施設(旧図書館)現況調査【効果促進事業】

【種別】まちづくり活動推進事業【⇔基幹事業:教育文化施設建設事業〈中心拠点誘導施設〉】

【施設名】教育文化施設(旧図書館)

【位置】八幡浜(62番地1)

【整備方針】 建造物としての価値が高い旧図書館を移築・保存し中心部のランドマークとするとともに、新設郷土博物館と一体整備を図るために、現施設及び周辺の現況について調査を行うものである。





⑤カラー舗装・照明施設等【高質空間形成施設】

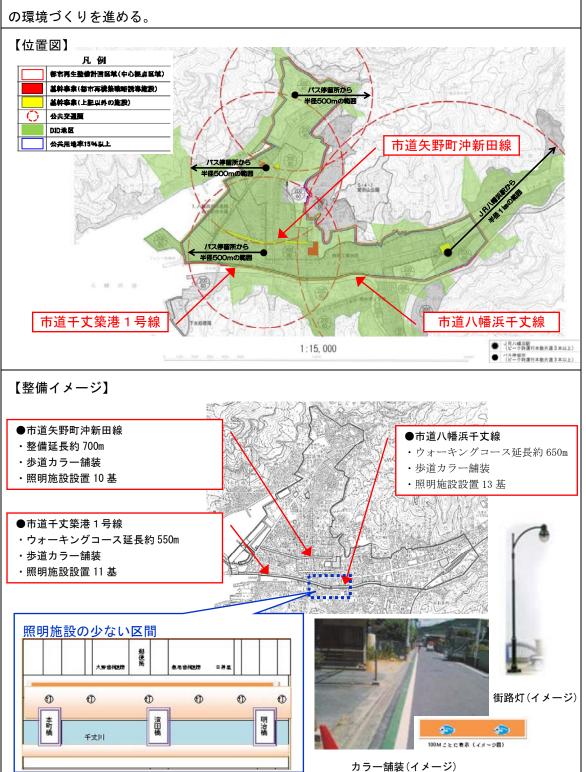
【種別】高質空間形成施設

【施設名】カラー舗装・照明施設等 (ウォーキングコース整備事業)

【位置】市道矢野町沖新田線·市道千丈築港 1 号線·市道八幡浜千丈線

【整備方針】

中心拠点区域にウォーキングコースを設定し、コース整備等を行い、健康づくり支援のため



⑥情報板設置【地域生活基盤施設】

【種別】地域生活基盤施設

【施設名】情報板(自転車施策整備事業)

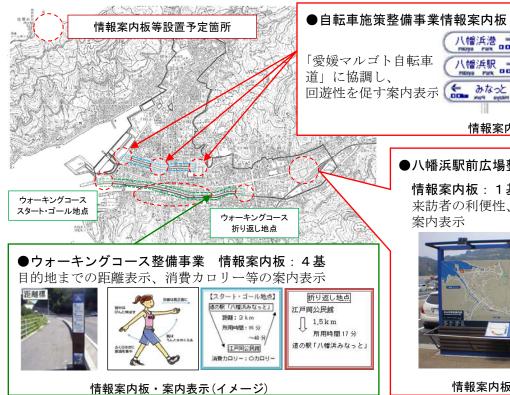
【位置】八幡浜市中心部周辺

【整備方針】

県が推進する「愛媛マルゴト自転車道」に協調した自転車道整備、情報案内板に加えて、ウ オーキングコースや駅前広場における情報案内板等の整備により、市内回遊環境の強化を図る。

【位置図】 凡例 都市再生整備計劃区域(中心程点区域) パス停留所から 基件字章(都亦再接集學時期導施費) 基幹事業(上記以外の施設) 公共交通国 八幡浜駅 この地区 駅前広場 公共用地率15%以上 パス停留所から 半径500mの範囲 市道矢野町沖新田線 パス停留所から 市道千丈築港 1号線 市道八幡浜千丈線 ● JR八幅浜駅 (ビーク時運行本教片道3本以上) 1:15,000 パス停留所 (ビーク時運行本数片造3本以上)

【整備イメージ】



●自転車施策整備事業情報案内板:3基

「愛媛マルゴト自転車





情報案内板(イメージ)

▶八幡浜駅前広場整備事業

情報案内板: 1基

来訪者の利便性、回遊性を促す 案内表示



情報案内板(イメージ)

⑦商業施設(北浜温浴施設)【中心拠点誘導施設】

【種別】中心拠点誘導施設

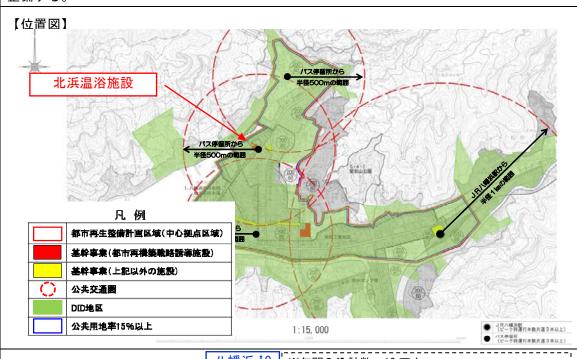
【⇔基幹事業:緑化施設等(ウォーキングコース整備事業)〈高質空間形成施設〉】

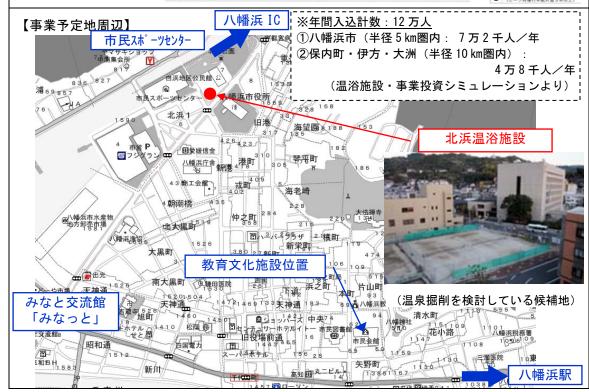
【施設名】商業施設(北浜温浴施設)

【位置】八幡浜(北浜1丁目)

【整備方針】

市民の健康増進、市内外からの交流人口増加に向けて、民間活力を利用した北浜温浴施設を 整備する。





⑧市民スポーツセンター機能向上事業【効果促進事業】



⑨健康都市関連事業(マップ作成、講演会開催)【効果促進事業】

【種別】まちづくり活動推進事業

【⇔基幹事業:広場(八幡浜駅前広場)整備・情報板(自転車施策事業)〈地域生活基盤施設〉】

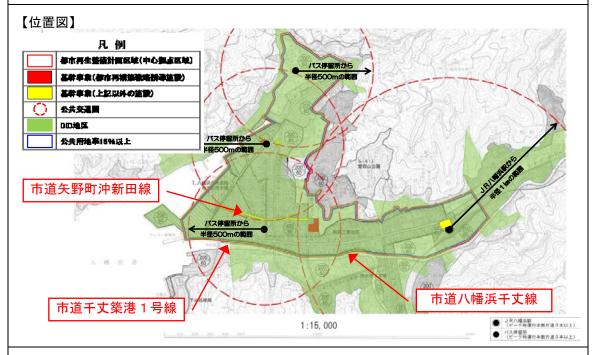
【施設名】健康都市関連事業

【位置】

(マップ作成、講演会開催)

【整備方針】

中心拠点区域におけるウォーキングコースの設定、コース整備等に併せて、コースマップの 作成、講演会活動などを展開し、健康づくり支援のための環境づくりを進める。



【整備イメージ】



ウォーキングマップ(イメージ)



「みなっと」開催フォーラム(H26)



みんなで歩こう!ウォーキング教室のようす(H25)

⑩八幡浜防災倉庫整備【地域生活基盤施設】

【種別】地域生活基盤施設

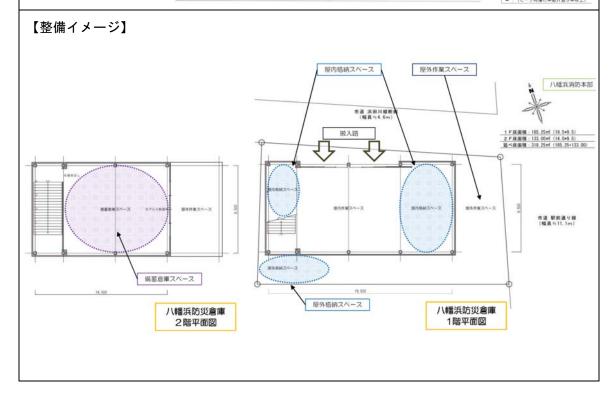
【施設名】八幡浜防災倉庫整備

【位置】八幡浜市松柏

【整備方針】

防災拠点である八幡浜消防本部に隣接する建設会館を活用し、防災倉庫を整備することにより、防災機能を高める。

【位置図】 凡例 都市再生整備計画区域(中心独立区域) パス停留所から 基幹率章(都市再換準徵或誘導施費) 半径500mの 基幹事象(上記以外の施設) 公共交通国 DD地区 八幡浜防災倉庫 パス停留所から 公共用地率16%以上 **半径500mの範囲** パス停留所から ● JR八幅浜駅 (ビーク鈴運行本敷片連3本以上) 1:15,000 パス停留所 (ピーク時運行本数片造3本以上)



(2) 保内地区

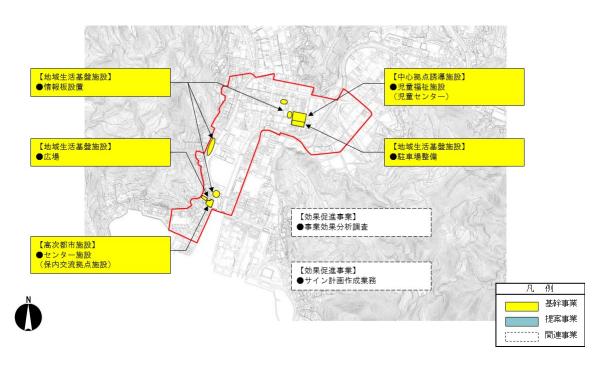


図 1-2 保内地区 事業位置図

①センター施設【高次都市施設】

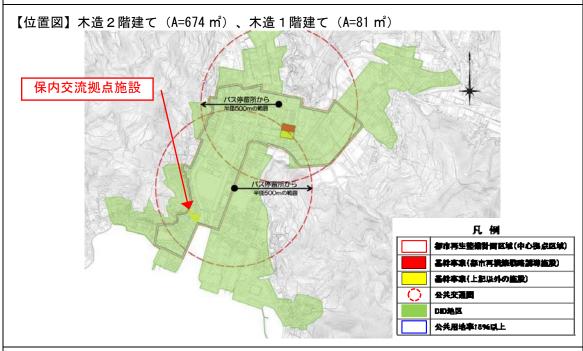
【種別】高次都市施設

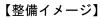
【施設名】センター施設(保内交流拠点施設)

【位置】八幡浜市保内町川之石

【整備方針】

観光・文化拠点に、まちの賑わい・地域の活性化の中心となる交流拠点施設を整備することにより、市内外からの来訪者数の増大を図る。







②駐車場整備【地域生活基盤施設】

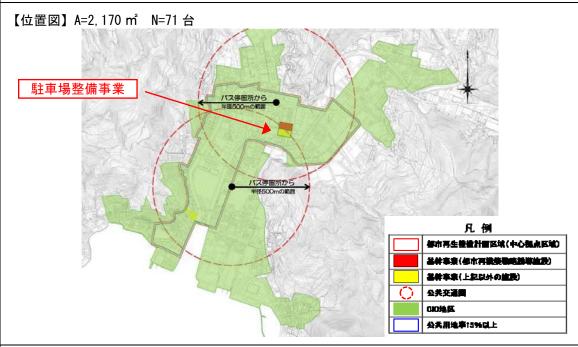
【種別】地域生活基盤施設

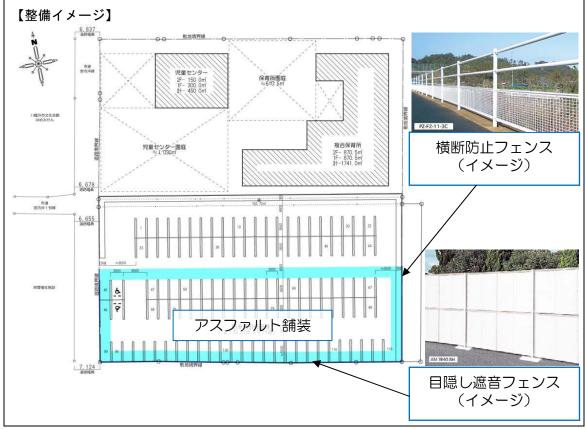
【施設名】駐車場

【位置】八幡浜市保内町宮内

【整備方針】

中心拠点誘導施設である複合福祉施設、交流拠点である文化会館の隣接地に駐車場を整備することにより、観光・文化拠点への回遊を促し、まちの賑わい・地域の活性化を図る。





③広場【地域生活基盤施設】

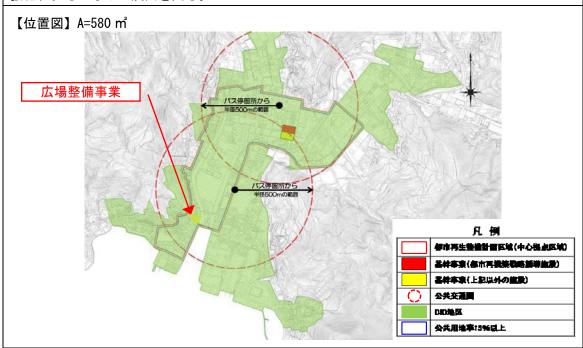
【種別】地域生活基盤施設

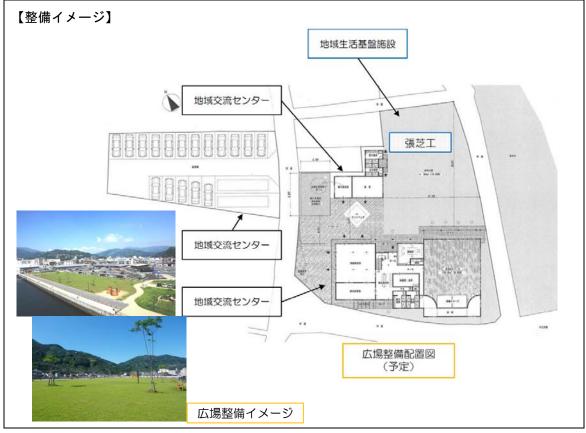
【施設名】広場

【位置】八幡浜市保内町川之石

【整備方針】

観光文化拠点の中心となる交流拠点施設の隣接地に広場を整備することにより、回遊環境の 強化、おもてなしの演出を図る。





④情報板設置【地域生活基盤施設】

【種別】地域生活基盤施設

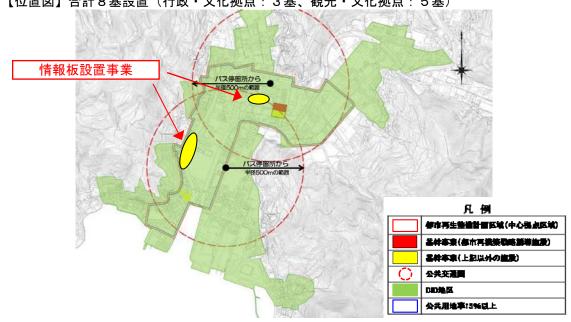
【施設名】情報板

【位置】八幡浜市保内町宮内及び川之石

【整備方針】

地区内に新たな情報案内板を設置することにより、行政・文化・観光拠点間の回遊を促し、 まちの賑わい・地域の活性化を図る。

【位置図】合計8基設置(行政·文化拠点:3基、観光·文化拠点:5基)



【整備イメージ】



⑤児童福祉施設(児童センター)【中心拠点誘導施設】

【種別】中心拠点誘導施設

【施設名】児童福祉施設(児童センター)

【位置】八幡浜市保内町宮内

【整備方針】

行政・文化拠点に、統合した複合福祉施設を整備することにより、子育て機能の強化ととも にコンパクトシティの推進を図る。

